

船舶事故調査報告書

平成21年10月29日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009神第215号	
事故種類	乗客負傷	
発生日時	平成21年7月19日 10時26分ごろ	
発生場所	京都府亀岡市篠町王子裏山所在の保津川右岸 通称猪ヶ口の瀬	
事故等調査の経過	平成21年7月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	遊覧船132号、長さ10.98m 船舶番号、船舶所有者等 253-19723京都、保津川遊船企業組合	
乗組員等に関する情報	乗組員、なし	
死傷者等	負傷 4人（乗客）	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、3人が乗り組み、乗客23人を乗せ、遊覧中、亀岡市篠町王子裏山所在の保津川右岸の通称猪ヶ口の瀬において、船首で棹差しを行う乗組員が、船尾で舵取りを行う乗組員の舵取りをしやすくするため、竹竿で岩を押したところ、平成21年7月19日10時26分ごろ、竹竿が岩に挟まり、棹差しを行う乗組員の手から離れて、本船右舷側に前から順に座っていた乗客4人の顔面等に竹竿が当たった。	
気象・海象	気象：天気 晴れ後曇り、風 なし 視界 良好 海象：川の流れ 南東	
その他の事項	事故後、事故現場付近の岩の隙間にコンクリートを積めること、及び同現場付近での非常時以外の竹竿の使用を禁止した。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、船首で棹差しを行う乗組員が、船尾で舵取りを行う乗組員の舵取りをしやすくするため、竹竿で岩を押したところ、竹竿が岩に挟まり、棹差しを行う乗組員の手から離れたため、乗客の顔面等に竹竿が当たったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が乗客23人を乗せ、保津川右岸の通称猪ヶ口の瀬において遊覧中、船首で棹差しを行う乗組員が、竹竿で岩を押した際、竹竿が岩に挟まって乗組員の手から離れたため、竹竿が乗客の顔面等に当たったことにより発生したものと考えられる。	